

平成18年5月9日

各 位

会社名 四国コカ・コーラボトリング株式会社  
代表者名 代表取締役社長 橋本 建夫  
(コード番号 2578 東証市場第一部)  
問合せ先 総務人事部長 岸本 伸一  
(TEL. 087-841-9196)

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 内部統制システム構築の基本方針について

当社は、四国コカ・コーラグループ行動憲章・行動規範を制定し、日頃の業務運営の指針としております。

##### 四国コカ・コーラグループ行動憲章

1. 将来にわたって持続的な発展に邁進し、事業活動を通じて社会に貢献する。
2. 法令およびその精神を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって行動する。
3. 公正、透明、自由な企業活動を行う。
4. 社会的に有用かつ安全な製品・サービスの提供を通じて、お客様の信頼を獲得する。
5. 会社を取り巻く全ての利害関係者に対して、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
6. 環境問題に積極的に取り組み、地球環境の維持、向上に努める。
7. 会社の発展と個人の幸福の一致を図り、夢と希望にあふれた会社を創造する。

この指針に基づき、当社業務の適正を確保する体制を整備することを、内部統制システム構築の基本方針として定めております。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

- ②監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
- ③社長直轄の監査室は、内部監査規程に基づき業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続き及び内容の妥当性等について監査する。
- ④使用人は、法令・定款はもとより四国コカ・コーラグループ行動憲章・行動規範、及び就業規則等社内諸規程に基づき行動する。
- ⑤使用人は、法令・定款・社内規則違反、また社会通念に反する行為を知り得た場合は、内部通報規程に基づき所定の社内窓口及び社外法律事務所に通報・相談する。

## 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①常務会において決裁事項及び重要事項を審議する場合、事業活動上想定されるリスクを認識して協議する。
- ②製品の品質管理に関する危機・リスクについては、QC危機管理委員会（IMCR体制）を設け、マニュアルに基づき関連当事者と連携を保持しつつ対処する。
- ③災害等不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、損害拡大の防止と事業活動の継続化を図るため、危機管理マニュアル等に基づき迅速な対応をする。
- ④掛売管理規程・有価証券運用規程等、各部門における損失リスクの管理に関する規程を整備して運用する。
- ⑤社長を委員長とするCSR委員会の下部組織として、企業倫理委員会・品質保証委員会・安全衛生委員会・環境推進委員会を設け、企業の社会的責任の遂行を推進するとともに、それぞれのリスクを管理する。

## 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は毎月1回開催するほか適宜臨時に開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、担当取締役は業務の執行状況を報告する。
- ②取締役の職務執行の効率性を高めるため、原則として役付取締役で構成する常務会を毎週1回開催し、経営の全般的執行方針及びその他経営に関する重要事項について協議する。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・業務分掌規程・決裁規程・職務権限規程にて、それぞれの責任及び執行手続きの詳細を定める。
- ④業務の運営について、3期ごとの中期経営計画及び年度計画を策定し、全社的な目標とする。また、取締役会・常務会等にて定期的に部門毎の計画の達成状況を報告し、課題等について協議し具体的対策を実施する。

## 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会議事録・常務会議事録は、総務人事部長が保存・管理する。

- ② 決裁申請書は決裁規程等に基づき、申請書及び決裁通知書を総務人事部長、または、主管部・室長が保存・管理する。その他については、文書取扱規程等に基づき、所管部門が保存・管理する。

## 5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 経営戦略室を関係会社の管理部署とし、関係会社管理規程に基づき関係会社各社の事業を所管する部門と連携し、必要に応じて関係会社への指導・支援を行う。また、監査室による内部監査は、関係会社をも対象とし計画的に監査する。
- ② 社長・専務取締役・経営戦略室及び関係会社社長で構成する関係会社社長会を毎月1回開催し、各社の現状を報告するとともに課題等について協議する。
- ③ 四国コカ・コーラグループ行動憲章・行動規範は関係会社各社共通であり、グループ全体で啓蒙活動を行う。また、CSRについては、関係会社社長もCSR委員会の構成員であり、グループとして社会的貢献活動を推進する。

## 6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役スタッフを置く。
- ② 監査役スタッフの任命等の人事は、監査役会の意見を尊重した上で行う。なお、当該使用人は、取締役からの独立性を確保する。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は必要に応じて、監査役会規程に基づき、取締役またはその他の者から報告を受ける。
- ② 監査役は、取締役会・常務会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための重要な会議に出席をするとともに、主要な決裁申請書等その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人からその説明を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報・意見交換を行う等会計監査人との連携を図る。
- ④ 監査室は監査役に対し、内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び社長からの指示事項等について報告する等、密接な連携をとる。

以 上